資料３

議題３：法定外公共施設の適切な維持管理について（豊田市提出）

市名	回答 （１）法定外公共施設の管理計画や整備方針
名古屋市	本市においても、道路法が適用されない道路施設について、所在や構造等、整備に関する情報を明確に把握できていないものも存在している状況です。 なお、管理計画や整備方針について、地元から整備の要望があった際には、個別に対応している状況です。 また、河川法が適用されない水路施設の内、日常的に目視で確認できない暗渠については、アセットマネジメントに取り組んでいます。「名古屋市アセットマネジメント推進プラン（Ｈ２４．３）」 （以下、参考） 水路施設について、具体的な取り組み方法としては、①第一に施設の健全度を把握するため、排水路内部の調査を行う。調査結果をもとに②損傷が軽微な段階で修繕を行い長寿命化を図っていく（損傷が大きく修繕で対応できない場合は改築（更新・更生）を行う）。というものです。
豊橋市	【道路施設】 道路法が適用されない道路施設については一元的な情報管理はできておらず、沿線住民等からの要望があった際に現場対応を行っている状況です。整備水準としては通行に支障が無い範囲の最低限の整備（砕石補充や草刈り等）にとどめております。 【水路施設】 法定外公共施設の管理計画や整備方針は、今年度発注した委託業務にて検討中です。
岡崎市	【河川】 本市河川課が所管する法定外公共物（市街化区域内の青線）の維持管理について、現在、進めている「個別施設計画策定」の中で検討を進めているところです。 法定外公共施設については、必要性を踏まえた計画的な維持と更新が必要と考えており、「予防保全」、「事後保全」及び「状態監視」等に施設を区分し、優先順位を整理して対応を進める予定です。 【道路】 本市でも貴市同様、法定外道路の台帳等について整備がされておらず、全ての情報が把握できていない状況であります。また、維持管理については、市道同様に地域からの要望により行っており、要望箇所を職員にて現地調査を行い、道路の損傷状況や利用状況などを鑑み、優先順位を定めて行っております。
一宮市	法定外公共施設の内、排水機場は台帳により保守点検管理を行っており、農業用水管は図面により管理しております。 水路改修などの整備については、老朽化や地域の要望をもとに緊急性・必要性により行っております。
瀬戸市	本市においても、道路法が適用されない道路施設等の所在、構造等について把握は出来ておらず、維持管理や整備の方針は明確にしておりません。現在市道認定されている道路施設等を優先して予防保全を実施しており、法定外公共施設については、財政的、人員的にも事後対応にならざるを得ない状況です。 また、水路施設等に関しても、管理計画・整備方針は定まっていない状況です。
半田市	本市では、法定公共施設を中心とした維持管理を実施しており、今後予想される施設の老朽化に対し予防保全型の修繕を進めているところであります。そのため、前述と比べ利用頻度の低い赤道、青道の公共施設については、計画的な修繕は検討しておらず、住民から施設の修繕要望があり次第、現状の機能を回復させる程度の事後保全型をしている現状です。

市名	回答
	（１）法定外公共施設の管理計画や整備方針
春日井市	法定外公共施設については、その都度整備を行っています。 別途、法定外、法定道路の台帳は整備しており、状況把握はしております。 事前に、法定外公共施設の管理計画や整備方針を立案しているわけではありません。 排水基本計画を定め集水区域を設定しており、それをもとに水路の構造等を決定し、整備を進めている。 過去40年程度の工事については、水路管理システムへ登録し、管理している。ただ、維持管理に明確な決めはなく、対応が必要な箇所から随時修繕等を実施している。
豊川市	本市においても提案市同様、全ての施設情報は把握できていません。また、施設に対する管理計画や整備方針につきましては、現在作成を検討中です。 ただし、境界査定等により施設等が判明した箇所については、随時維持修繕や払下げ等で対応しています。
津島市	当市は、法定外公共施設の水路について水路台帳があり、構造等を把握できているところが一部の地区であります。ただし、その情報がある中でも、整備年度等がわからない場合は多く、管理計画や、整備方針が明確になっておりません。現在のところ、壊れたところを修繕しているのが状況です。
碧南市	法定外公共施設の管理計画や整備方針の検討は行っていません。市道の管理や整備を優先で行っており、法廷外道路は、苦情等があれば対応する程度で優先順位が低いのが現状です。
刈谷市	・法定外道路施設の維持管理については、貴市と同様、施設の所在や構造等をすべて把握できておらず、維持管理や整備の方針が明確化されていない状況です。 なお、本市では、職員によるパトロールや地区要望などにより損傷等を発見した場合は、速やかに補修を行い、適切な維持管理に努めております。 ・法定外河川施設の維持管理については、現状の流下能力を確保するよう、浚渫や補修を実施しています。また、整備方針については、各水路毎の流域等を踏まえ、流下能力を設計し整備を行っております。
豊田市	議題提出市
安城市	管理計画や整備方針が明確化されたものはありません。水路の清掃など日ごろの管理は地元住民の協力によるところが大きいです。施設の修繕等については、地元要望に基づき必要度に応じて順次対応しています。
西尾市	法定外施設の道路に関しては、所在、構造などを把握しておりません。整備方針等についても特にございません。 市街化区域内の法定外施設の水路に関しては、雨水排水現況調査及び雨水排水基本計画業務を実施し、当課所管の排水路の構造、縦断、流量計算などの現況情報に加え、基本計画図書を策定しております。整備方針は、浸水実績のある場所からから修繕・改築を判断しているところです。
蒲郡市	【蒲郡市の状況】 当市においても、法定外公共施設について明確な基準、方針等はなく、今のところ検討も行っていない。 【参考】 法定外公共施設に占用許可、承認工事等の申請があった場合（たとえば認定外の道路に側溝敷設したい旨の申請など）は、必要に応じて道路法や河川法に準拠した検討を行っている。
犬山市	法定外公共用物「赤線（道路）・青線（水路）」については、所在・位置については国有財産譲与図面により把握していますが、構造等の詳細は把握できていないのが現状です。 管理計画や整備方針についても定めていません。

市名	回答 （１）法定外公共施設の管理計画や整備方針
常　滑　市	常滑市では、豊田市と同様に法定外公共施設の整備に関する情報を把握しておらず、維持管理や整備の方針が明確化されておりません。そのため、草刈り等の日常管理についても、地元がやるのか市がやるのか明確ではなく、その都度の対応に苦慮している状況です。
江　南　市	法定外道路については、当市としても管理計画や整備方針まで定めていません。通行に支障のある箇所につき草刈りを行う程度です。 水路については、当市としても情報が把握できておらず、維持管理及び整備についても、明確な方針は存在しません。
小　牧　市	本市道路課においては、法定外道路も道路法適用道路と同様の維持管理を行っており、管理計画や整備方針の策定予定はありません。 また、同河川課においては、管理する法定外公共施設について、主に単独水路となりますが、行政サービスとして施設の所在や構造等をGIS化等の情報化をする計画はありません。整備につきましても、市主体の治水施設として整備しない限りは、主に地元区からの工事申請書により整備をしております。そのため、管理計画や整備方針の策定予定はありません。
稲　沢　市	本市では、水路については水路台帳図により管理者や規模等を把握していますが、認定外道路については台帳が未整備のため、施設の所在や整備に関する情報を把握できていません。また、整備や補修については住民からの情報や地元からの要望を基に、必要に応じて整備しており、管理計画や整備方針は明確化されていません。
新　城　市	維持管理については、地元の利用者にお願いをしている。 整備については、計画的な整備は行っておらず、地元からの要望に応じ、材料支給を基本として整備をしている。
東　海　市	本市では、施設の諸元の把握が不十分であり、管理計画、整備方針を示しているものはありません。
大　府　市	（道路法）管理計画はなく、維持管理の方針は破損があった箇所は現況復旧で対応している。 （河川法）本市においては、法定外公共施設の管理計画などは策定しておりません。
知　多　市	計画策定等の予定はありません。
知　立　市	・現在知立市では、法定外道路延長約37km、法定外水路延長約78kmを管理しています。排水路につきましては、未だ実態が把握できていないものも数多く存在するため排水路管理図の作成を2005年度より着手し、毎年少しずつではありますが予算の範囲内で排水路台帳作成委託事業務を実施しています。 ・法定外公共施設（道路）の維持管理（修繕）は、管理計画を策定していませんので、老朽化による舗装や側溝に破損等があった場合、地元要望等によりその都度、修繕する手法をとっています。 ・法定外公共施設（排水路）の管理計画は策定していません。 整備方針は、職員による巡回、目視点検により異常等が発見された場合、修繕方法等を検討し修繕を実施しています。（事後保全）また、地元要望等により老朽箇所の修繕も行っています。
尾 張 旭 市	尾張旭市では、法定外公共施設の管理について、管理スケジュールにより年間を通じ計画的に管理をしています。しかしながら、整備方針については定めていません。
高　浜　市	管理計画および整備方針について、明確化されていません。
岩　倉　市	台帳管理は行っていますが、管理計画や整備方針はありません。

市名	回答
	（１）法定外公共施設の管理計画や整備方針
豊　明　市	管理計画、整備方針等は策定していないが、市民の要望等にその都度、道路法、河川法に準じて管理している。
日　進　市	本市も同様に情報把握ができていない施設が多くあり、管理計画や整備方針は策定されていません。
田　原　市	特になし
愛　西　市	維持管理や整備の方針が明確化されておらず、法定外公共施設管理計画や整備方針検討をまだ行 っていません。
清　須　市	本市でも、道路法及び河川法が適用されない道水路施設等に関して、施設の所在はある程度把握していますが、構造等、整備に関する情報を把握できていません。また、維持管理や整備の方針も明確化されておらず、今後検討する予定もいまのところない状態です。整備が必要となった段階で、現地確認して行っている状況です。
北名古屋市	本市では、道水路施設等に関しまして、道路施設を先行して情報整理している状況であり、構造等については明確化されておりません。管理計画や整備方針については、道路法が適用される道路を先行して整備している状況であり、特に策定しておりません。法定外公共施設については応急的な修繕のみを実施している状況であります。
弥　富　市	本市におきましても管理計画や整備方針は明確化されておりません。 ただし、使用に関しては公共用物管理条例により管理しております。
みよし市	・本市においても、法定外公共施設の整備状況等について、台帳等はなく、整備記録や構造について把握できておりません。また、管理計画や整備方針の検討も今後の課題となっております。
あ　ま　市	本市におきましても、維持管理や整備の方針は明確化されておりません。管理計画や整備方針の検討を行っておりますが、現状は地元行政区からの要望を受けた箇所を順次整備しております。
長久手市	本市においても、貴市と同じ現状です。 方針等の策定の検討には至っておりません。